

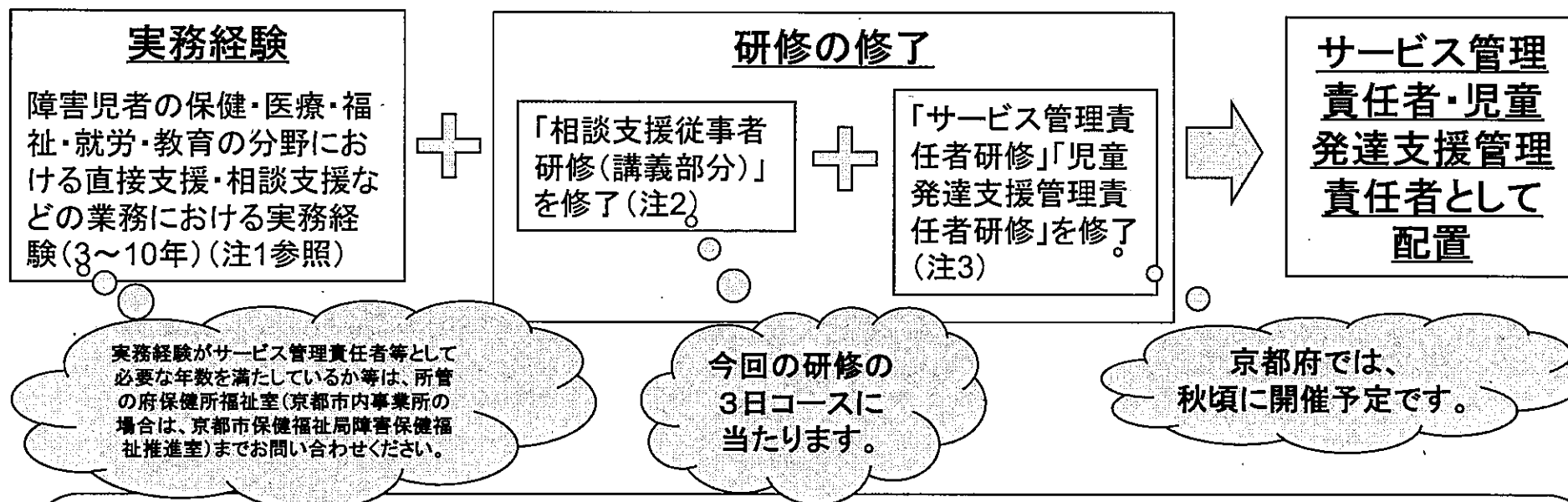
相談支援専門員の実務要件

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
相談支援業務 (※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)	平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間 1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 2 精神障害者地域生活支援センター	通算して3年以上
	1 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場 3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 4 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 国家資格等(※1)を有している者 (4) 上記1から3に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者 5 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 6 特別支援学校	通算して5年以上
直接支援業務 (※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務)	1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 3 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所	通算して10年以上
有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記直接支援業務の1から3に掲げる業務に従事する場合 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算して5年以上
	国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する場合	通算して3年以上

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」: 業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
 - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
 - ・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1)実務経験については、次ページの一覧表を参照。

(注2)「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、「相談支援従事者初任者研修」のカリキュラムのうち講義部分(京都府では3日コース)をいう。

(注3)多機能型事業所で複数種別のサービス管理責任者を兼務する場合は「サービス管理責任者研修」のうち該当分野をすべて修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも該当のうち一分野を事業開始後1年までに修了していればよいこととする。

(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

サービス管理責任者の実務要件

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
<p>相談支援業務 (※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)</p>	<p>1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センター</p> <p>3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</p> <p>4 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>5 特別支援学校</p> <p>6 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1)社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3)国家資格等(※1)を有している者</p> <p>(4)上記1から5に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者</p>	<p>通算して5年以上</p>
<p>直接支援業務 (※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務)</p>	<p>1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床</p> <p>2 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>3 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所</p> <p>4 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社又は同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所</p> <p>5 特別支援学校</p>	<p>通算して10年以上</p>
<p>有資格者</p>	<p>次のいずれかに該当する者が、上記直接支援業務の1から5に掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1)社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3)児童指導員任用資格者</p> <p>(4)保育士</p> <p>(5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	<p>通算して5年以上</p>
	<p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する場合</p>	<p>通算して3年以上</p>

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」:業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎上記は概要です。詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室までお問い合わせ下さい。

別紙 3

児童発達支援管理責任者の実務要件

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
相談支援業務 (※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)	1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センター 3 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター 4 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 5 特別支援学校 6 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3)国家資格等(※1)を有している者 (4)上記1から5に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者	通算して5年以上
直接支援業務 (※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務)	1 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 2 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 3 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所 4 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社又は同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所 5 特別支援学校	通算して10年以上
有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記直接支援業務の1から5に掲げる業務に従事する場合 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者	通算して5年以上
	国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する場合	通算して3年以上

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」:業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎上記は概要です。詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市障害保健福祉推進室あてお問い合わせ下さい。